

問6 過量な内容の消費者契約に当たるかどうかはどのように判断されることとなるのですか。

(答)

1. 過量な内容の消費者契約とは、消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものです。

2. 当該消費者にとっての通常分量等については、①消費者契約の目的となるものの内容及び②取引条件^(注1)、並びに③事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及び④これについての当該消費者の認識^(注2)を総合的に考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に規範的に判断されます。

(注1) 消費者契約の目的となるものの「内容」としては、性質、性能・機能・効能、重量・大きさ、用途等が考えられます。例えば、生鮮食品のようにすぐに消費しないと無価値になってしまうものは、缶詰のように比較的長期間の保存が前提とされるものと比べて、過量な内容の消費者契約に当たりやすいと考えられます。消費者契約の目的となるものの「取引条件」としては、価格、支払時期、景品類提供の有無等が考えられます。例えば、何十万円もする高価品は、100 円の商品と比べて、当該消費者にとっての通常分量等が少なくなり、過量な内容の消費者契約に当たりやすいと考えられます。

(注2) 消費者の「生活の状況」には、当該消費者の生活に関するものである限り、当該消費者の職業、世帯構成人数、交友関係、趣味・嗜好、消費性向等の日常的な生活の状況のほか、たまたま友人が遊びに来る、お世話になった近所の人たちに御礼の品を配る目的があるなどの一時的な生活の状況も含まれますが、客観的に存在し得るものであることを要します。また、これについての当該消費者の「認識」とは、上述の「生活の状況」についての当該消費者自身の認識を指します。

3. また、当該消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるかどうかについては、上述の①～④の要素を考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に規範的に判断されます。